

不動産IDを活用した官民データ連携促進モデル事業
「不動産IDを賃貸住宅IDによって補完するための実証事業」

2023年5月30日(火)
不動産ID官民連携協議会

賃貸住宅ID管理事業会社設立準備委員会

積水ハウス不動産ホールディングス株式会社
株式会社ゼンリン
大東建託パートナーズ株式会社
大和リビング株式会社

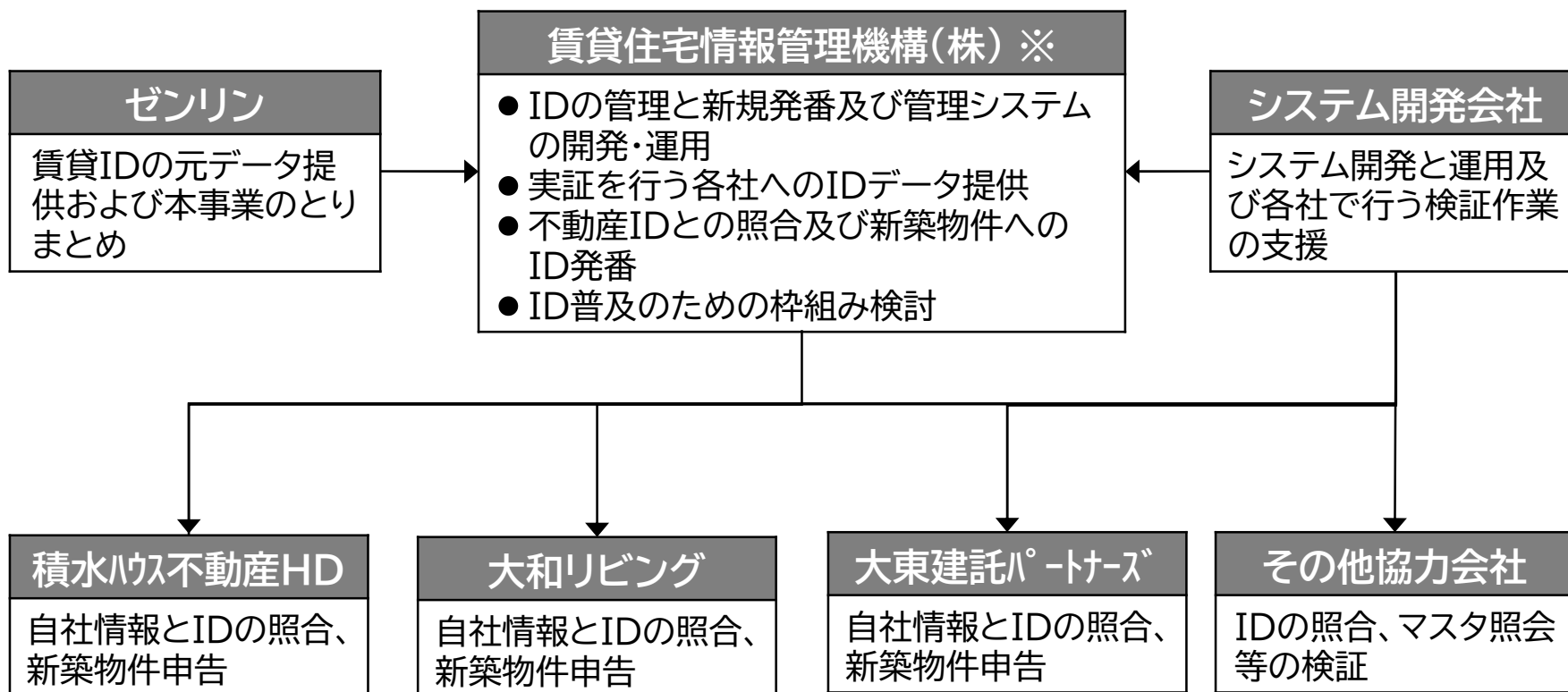
■不動産物件を特定するIDがあれば可能になること(社会課題)

- ① ポータルサイト等でサイト利用者は明確に同一物件を判別できるようになる
 - 名寄せの精緻化
- ② 成約済物件をシステム判別しやすくなる
 - 成約済物件の自動掲載停止
- ③ 繰り返し募集が行われる物件や、存在しない物件の特定が容易になる
 - おとり物件の根絶
- ④ 入居申し込みから退去まで、特定のIDでデータ連係が可能になる
 - DX化・IT化の推進
- ⑤ 適正に取得されたデータは、IDによってデータ分析の精度、効率が向上する
 - DX化・IT化の推進



- ✓ IDはマスタとして管理され、真正性を確認できる必要がある
- ✓ 公共性、透明性が担保され、広範囲に利用される枠組みである必要がある。

■モデル事業実施に関わる役割分担



※ 賃貸住宅情報管理機構(株)は、大和リビング・大東建託パートナーズ・ゼンリンが6月に設立・出資を予定している賃貸IDに関する事業会社。

■モデル事業の取り組み内容

取り組み内容	目的・ユースケース
① 元付け業者情報とIDの照合 (各社・賃貸住宅情報管理機構)	IDと元付け業者が保有する情報の照合にどの程度の手間・コストがかかるのか、どこまで照合可能かを検証する。
② 賃貸IDと不動産IDの照合 (賃貸住宅情報管理機構)	賃貸IDという物件マスタを基準に不動産ID(登記簿情報)を照合した場合、系統的にどこまで照合できるか、手作業が必要な物件比率、作業コスト等を検証する。
③ 登記前物件へのID付与 (賃貸住宅情報管理機構)	登記前物件へのID付与方法、重複登録抑制、クリーニング方法等検証。
④ ID流通ルールの研究 (賃貸住宅情報管理機構)	どこでだれがIDを付与するか、BtoBサイトでの流通、物件情報取得の適正化といったルールと枠組みに関する研究

何をすれば、「不動産ID」を誰もが使えるようになるのか